

北見工業大学 新型コロナウイルス感染者発生時等の対処要綱

令和2年9月29日
令和4年10月28日改正

北見工業大学新型コロナウイルス感染症対策会議

本学関係者（学生、教職員等）において、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合等は、原則として、次の「基本的対応」に基づいて対応することとする。

1. 基本的対応

(1) 発熱等の感染が疑われる症状がある場合、自宅等で療養（または在宅勤務）し、別紙1に従い対応する。

(2) 陽性等の場合、自宅等での療養（または在宅勤務）を基本（※）とし、別紙2に従い対応する。

※体調が悪化した場合は、「陽性者健康サポートセンター」（TEL：0120-303-111（24時間対応））へ相談。その後、その指示に従う。

【留意点】

①次の何れかの時点において本人から大学に報告する。

- a) 医療機関で診断された時
- b) 保健所で判定された時
- c) 簡易キットで陽性判定だった時

〈報告先〉

教員；学科事務係

事務職員・技術職員；所属部署

学生；学生支援課（留学生；国際交流センター）

②陽性者から報告を受けた部署は、本人に対して次の対応を要請するとともに、保健管理センター等へメールにより報告する。

- a) 行動履歴の提出を依頼する。ただし、すぐに作成できない場合は、各部署において、行動履歴を聴取する。
- b) 保健所から別途指示の有無を確認し、報告の時点で指示がなく後日何らかの指示があった場合には、遅延なく大学に情報提供するように指示する。

(3) 同居者が陽性となった場合、または、感染対策を取らずに陽性者と接触した場合、自宅等待機（または在宅勤務）のうえ別紙3に従い対応する。

※「感染対策を取らずに陽性者と接触」とは、陽性者とマスクなしで、1 m以上距離をあけず、15分以上の接触をした場合をさす。

【留意点】

①該当者は、大学に報告する。

〈報告先〉

教員；学科事務係

事務職員・技術職員；所属部署

学生；学生支援課（留学生；国際交流センター）

②対象者から報告を受けた部署は、本人に対して行動履歴の提出を依頼する。

2. ホームページへの掲載

- ・感染者発生について、大学ホームページに掲載する。
掲載する情報は、感染確認日とその人数とする。

3. 新型コロナウイルス感染症に対する特別休暇

教職員が特別休暇を取得できる場合及び日数は、以下のとおりとする。

- ・本人が陽性となった場合：自宅等療養に必要な日数
- ・同居者等が陽性となった場合及び感染対策を取らずに陽性者と接触した場合：自宅等待機に必要な日数
- ・小学校、保育園等が休校、休園等となった場合：休校等の日数
※中学校以上は対象外
- ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種時、または、その副反応時：接種、または、回復に必要な日数

4. その他

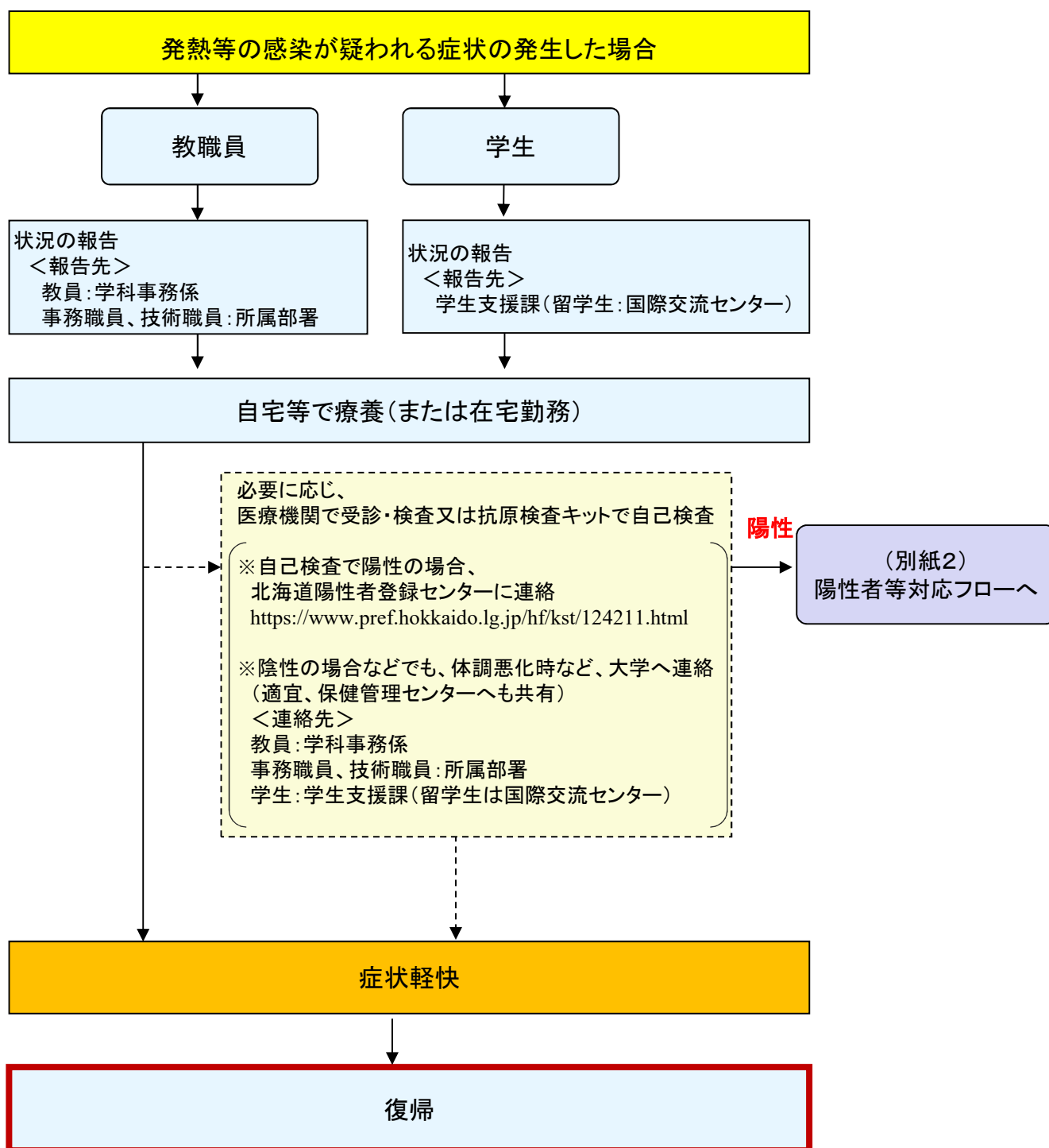
本対処要綱に記載されていない条件や、国及び北海道の取扱いに変更が生じた場合には、原則、北海道が定める新型コロナウイルス感染症の取扱いに準じた対応とする。

参考 URL

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

北海道：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/>

発熱等感染疑い時対応フロー

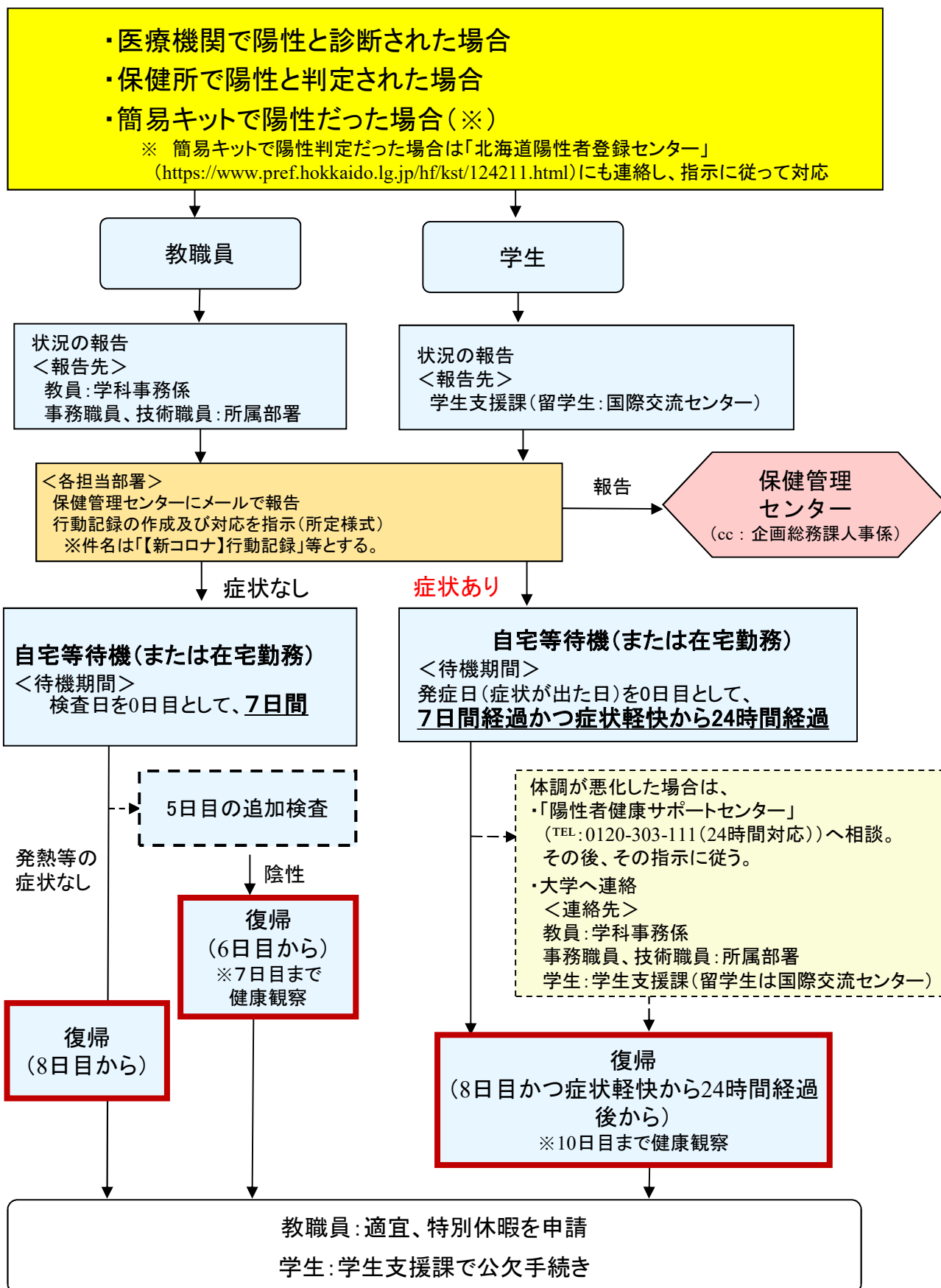


学生の講義の出席に関する問い合わせ先: 学生支援課

※上記フローの報告を行ったうえ、医療機関を受診した学生は、別途公欠手続きが可能。

教職員の休暇に関する問い合わせ先: 企画総務課人事係、学科事務係

陽性者等対応フロー



濃厚接触者対応フロー

